

鹿島神宮文書

—中世の鹿島神宮と常陸の武家—

平成18年10月21日（土）～平成18年11月13日（月）

はじめに

当館には鹿島神宮が所蔵する「鹿島神宮文書」（全18巻）が寄託されています。「鹿島神宮文書」は全18巻の卷子に表装・成巻され、中世文書を中心とする約250点の文書が収められています。中世より近代にいたる文書群は、千葉県の「香取神宮文書」とならんで関東神社関係文書の双璧です。

藤原摂関家と結びついて発展した鹿島神宮は、中世になると武家の精神的な拠り所となります。治承4年（1180）、源頼朝は常陸国府を掌握した後、金砂合戦で佐竹氏を破り、常陸国をほぼ支配下におきました。「武家護持の神」として厚く鹿島神宮を信仰していた頼朝は、大窪郷（日立市）や橘郷（行方市、小美玉市）などを同社に寄進しました。古代より国衙との結びつきも強く常陸国一宮としての権威を誇ってきた鹿島神宮を、東国における信仰の中心として存続させるための保護政策でした。以後、中世を通じて、鹿島神宮の祭神である武甕槌神は武神として多くの武士の尊崇を集めました。そのため、「鹿島神宮文書」には源頼朝下文、足利尊氏御教書、関東下知状など武家関係文書が豊富に収められています。この史料紹介展では、「鹿島神宮文書」の中から、中世の鹿島神宮と常陸国の武家との関わりを示す史料を中心にパネル展示をしました。展示史料は（1）鹿島神宮の祭礼と常陸平氏、（2）鎌倉幕府の成立と鹿島神宮、（3）鹿島神宮領と行方の地頭たち、（4）鹿島神宮と中世の武家から構成されています。

1 鹿島神宮の祭礼と常陸平氏

中世の鹿島神宮には、1,100以上もの大小の神事があったと伝えられています。その中でも、1月の白馬祭と七月の大祭は重要な祭礼でした。白馬祭は、鎌倉幕府四代将軍藤原頼経が東国に下向した折、宮中よりもたらした祭事であるといわれます。本来は文字通り青馬（あおうま、おうめ）を用いました。「当社例年中行事」（鹿島神宮所蔵）には「白馬之有節会、或八青馬之節会トモ云、馬八陽之獣也、青八春之色也、正月七日青馬ヲ見レ八年中之邪気ヲ除ト云」とあります。青は新春にふさわしい色であり、正月7日に青馬を見れば年中の邪気が除かれるという中国の故事に因む祭礼です。

乾元2年（1303）の「正月青馬之事 并 七月御祭大使役之事案」（史料1）によると、祭事に用いる神馬は、行方郡内小牧郷（行方市）にあった鹿島神宮の牧場から地頭によって献納されました。年末詳正月7日「幣馬幣牛之事」（鹿島文書、賜廬文庫文書所収）にも「彼（鹿島神宮）の幣馬幣牛は、行方郡内小牧郷より、地頭行方本主の沙汰として之を出す、小牧は、大明神の御牧たるにより古牧と号する事、その隠れなし、小牧郷は、毎年、幣馬幣牛の外は、他の役、無き者なり」とあります。この史料は乾元年間（1302～1303）ごろのものと考えられます。小牧郷の地頭（常陸平氏一族行方氏の流れをくむ小牧氏）が鹿島神宮との相論そつろんにあたって、幣馬・幣牛以外の年貢等の負担義務はないとする自らの主張を記したものです。

この白馬祭とともに重要な祭礼であったのが七月大祭です。七月大祭は、中世には毎年実施され「七月御舟祭」とも呼ばれていました。この祭りは、神功皇后が朝鮮半島の三韓（新羅、百濟、高句麗）へ出兵した折、鹿島神宮の祭神である武甕槌命が皇后の船を守護したという故事に由来すると伝えられています。七月大祭は、元来、朝廷より派遣された勅使が鹿島大使役として、祭礼の執行にあたることになっていました。しかし、中世になると、財政的な負担を軽減するため、国衙から派遣された大掾官が勅使の代理として鹿島大使役を勤めることとなります。大掾官は、常陸国衙では実質的な最高責任者でした。

「鹿島大使役記」によると、この役を勤仕したのは、真壁・小栗・吉田・東条・鹿島・大掾（国府）・行方の常陸平氏七氏でした。常陸平氏七氏は、他の氏族を大使役に関与させず、順番で大使役にあたりました。大掾氏以外の者が7年に一度の巡役として大使役を勤めるときは、臨時に国衙の大掾職に任じられ、大使として鹿島神宮へ赴きました。

常陸平氏にとって、鹿島大使役は一族の権威、団結を誇示する上で大きな効果をもたらしましたが、祭礼費用は多額であったと考えられ、経済的には大きな負担を背負うことになりました（「大使神役用途注文」税所文書）。年末詳（永享7年？）7月25日「民部丞朝幹書状」（税所文書）によると、真壁朝幹は鹿島社御修理奉行と「在陣之事」を仰せつけられており、さらに大使役を勤仕することは難儀なのでご免を蒙りたいと注進しています。

15世紀以降になると、七月大祭も滞りがちになったためか、大使役の記録も断片的になります。「鹿島社七月祭大使職差定」（税所文書）によると、元龜3年（1572）には鹿島大使役の勤仕が鹿島郡に差定（指名）されています。また、「真壁氏幹書状」（真壁文書）には「鹿嶋御神役は前後三年、相勤め候」とあり、7年に一度の巡役体制は崩れたものの、常陸平氏一族による鹿島大使役勤仕は、戦国期まで存続していたことが確認されます。

この紹介展でも真壁氏幹の書状を展示しました（史料2）。氏幹は、鹿島神宮の神役についているので外出できないこと、贈答品の御礼、神宮へ初穂料等を納入することなどを伝え、追伸で、御神役を勤仕中なので花押を据えることはできないことを述べています。

[展示史料]

- （史料1）乾元2年 正月青馬之事并七月御祭大使役之事案 （32.0cm × 32.5cm） 楮紙
（史料2）年末詳6月29日 真壁氏幹書状 * 「追啓」以下は継紙
第1紙（19.5cm × 44.7cm）、第2紙（19.5cm × 12.6cm） 楮紙

2 鎌倉幕府の成立と鹿島神宮

治承4年(1180)、源頼朝は金砂城の攻防戦で佐竹氏を破り、常陸国をほぼ支配下におきました。頼朝は、大窪郷（日立市）や橘郷（行方市、小美玉市）などを同社に寄進するとともに、鹿島三郎政幹を鹿島社惣大行事職（神職）に任じ、神領の治安維持を担当させました。こうした所領寄進や神職補任によって、鹿島神宮は幕府の保護を受けることになりましたが、一方で、鹿島神宮は幕府の干渉を受け、武家による社領侵略を招くことにもなりました。これらの所領では、寄進後、地頭による非法が展開されましたが、頼朝は鹿島神宮の訴えを受け、地頭の乱暴停止を命じています。

頼朝が常陸国に入った直後、国府に現れた志太三郎先生義広（頼朝の叔父）は、いったんは頼朝と歩調を合わせるかに見えましたが、寿永2年（1183）反旗を翻しました。義広は、下野南部の野木宮（栃木県下都賀郡野木町）で敗れ信濃に逃走しました。この乱の結果、八田氏や下河辺氏など国外の武士た

ちが勲功として常陸国内に所領を獲得しました。常陸国南郡の惣地頭職は恩賞として下河辺政義（益戸四郎左衛門尉政義）に与えられました。南郡は国府のあった現在の石岡市のほか、行方市、小美玉市などの一部を含む領域です。南郡は、これまで常陸平氏の一族下妻広幹の所領でしたが、広幹が義広方に付いたため没収され、替わって政義が南郡全体を統括する権限を獲得したのです。その他、広幹の所領は、信太荘が八田知家、村田下荘が小山朝政の手に渡り、広幹はかろうじて名字の地である下妻荘を保持するのみとなりました。

さて、下河辺氏は、平将門を討ち功のあった藤原秀郷の流れをくむ一族です。政義は『吾妻鏡』には「戦場に臨みては軍忠を竭し、殿中において労功を積む、よって御気色殊に快然たり」とあり、戦場で軍忠や殿中での奉公などの功績が頼朝から高く評価されていました。政義は志筑城（かすみがうら市）を築城し、南郡支配の拠点としましたが、支配は順調ではありませんでした。南郡には国役が連続して課されたため、地頭の収入も確保できない状況でした。政義の訴えを受けた頼朝は、所当の官物・恒例の課役以外の国役を免除することにしました。

文治元（元暦2）年8月、政義は鹿島神宮大禰宜中臣親広から橘郷における非法を訴えられました。裁決が頼朝の御前で行われ、政義の乱暴を停止することを命じる親広勝訴の判決が下りました（史料3）。御前で十分な反論をしなかった政義に対して、頼朝がその理由を問いただしたところ「鹿島社は武士を守護する神である。これを恐れおののく気持ちを持っているので反論ができなかった」（『吾妻鏡』）と答えています。東国武士が、鹿島神宮に対して畏敬の念を強く抱いていたことを示すエピソードです。

この史料紹介展では、この源頼朝下文の他に、鹿島神宮領橘郷の相論をめぐる下文として元久2年（1205）の源実朝下文（史料4）を紹介しています。国井八郎正景（政景）は不正な方法で橘郷の地頭となり、神事用途を妨げているとして鹿島神宮権禰宜中臣政親から訴えられました。国井氏は、清和源氏の流れをくみ、源頼信の五男義政が国井氏を号したことに始まるといわれます。橘郷で下河辺政義が訴えられた事件と国井氏の関わりは不明ですが、国井氏は將軍源実朝の時代に橘郷における支配権を獲得しようと試みたようです。実朝の裁決の結果、正景は地頭職を解任されましたが、国井氏は納得せず、訴訟は安貞2年（1228）まで続くこととなります。

[展示史料]

- | | | | |
|----------------|-------|-------------------|----|
| （史料3）元暦2年8月21日 | 源頼朝下文 | （32.5cm × 55.2cm） | 楮紙 |
| （史料4）元久2年8月23日 | 源実朝下文 | （32.5cm × 52.8cm） | 楮紙 |

3 鹿島神宮領と行方の地頭たち

観応3（正平7、1352）年9月、足利尊氏は、倉河郷地頭倉河三郎太郎、小牧郷内小牧村地頭小牧弥十郎の所領を没収し、下河辺左衛門蔵人行景に預けることを命じました（史料5）。倉河郷は、鎌倉時代に「加納十二ヶ郷」と呼ばれた所領の一つです。「加納」とは、鹿島神宮の中核的な所領であった「本納」に対する呼称です。相賀郷、高岡郷、山田郷、大崎郷、四六郷、石神郷、青沼郷、倉河郷と夏苜村、大和田村、飯田村、成井村の八郷四村の所領で、現在の行方地方に散在していました。また、小牧郷（行方市）には鹿島神宮の馬を飼育するための牧場があり、毎年、地頭が神馬を献納していました。

これらの所領は、常陸平氏一族の行方氏が諸郷・諸村の地頭として支配していました。鎌倉時代末期になると、鹿島神宮領は、手賀氏、倉河氏、小牧氏らの下地濫妨・神用物抑留などにさらされ、鹿島神宮への神祭物は未納となってしまいます。手賀氏、小牧氏はともに常陸平氏一族の行方氏の庶子で、倉

河氏は手賀氏の分家であると考えられます。鹿島神宮は、鎌倉幕府や建武新政府（雑訴決断所）へ地頭の非法停止を訴えましたが、地頭の行為は止まりませんでした。この地域では、行方氏の勢力が根強く、足利尊氏の裁決が出されても問題の解決は容易ではありませんでした。

さて、足利尊氏の命を受けて、使節として現地に赴いた武田式部大夫（高信）と穴戸備前守（朝世）は、在地勢力の激しい抵抗に直面します。文和2年（正平8年、1353）、武田高信は請文を提出し、尊氏に現地の状況を次のように報告してきました（史料6）。

倉河郷の手賀土用納札丸、小牧郷の小牧弥十郎が悪党人と相語らって多くの武士を従え抵抗しており、合戦になりそうな状況なので、下河辺氏に所領の引き渡しができない。

そこで、翌年七月、尊氏はあらためて益戸下野守国行と穴戸安芸守朝里（穴戸朝世の兄で山直系穴戸氏の惣領）を現地に派遣しました。しかし、手賀・小牧両氏は所領の引き渡しを拒否し、それぞれ城郭を構え徹底抗戦の姿勢を示したのです。

14世紀の動乱は、南北朝の対立に観応の擾乱が絡み、諸勢力の対立関係は複雑になりました。観応3年2月、足利尊氏は、鎌倉で弟直義を毒殺し、足利氏内部の抗争に終止符を打っています。尊氏が、倉河郷や小牧郷を没収したのは、直義派に対する擾乱後の戦後処理だったのかも知れません。また、擾乱の直後の閏2月には、南朝方の新田義興・義宗が上野国に蜂起しています。彼らは、足利氏の対立に乗じて直義派の上杉憲顕と結んでおり、いったんは鎌倉を占領しました。擾乱後に所領を没収された直義派の武士たちは、新田義興・義宗の拳兵を好機とみて呼応したものが多かったので、倉河氏ら地頭の行動も、こうした擾乱後の混乱に乗じたものとみることができます。

所領を引き渡されることになった下河辺氏にとっても、手賀・小牧氏らが城郭を構え抵抗を続ける状況のもとでは、年貢の徴収を行うことは現実的に不可能でした。8月、下河辺行景は再度、申状を提出し「手賀・小牧両氏の城郭を破却し所領を引き渡してほしい」と幕府に求めています。その後の経緯は不明ですが、手賀氏は康暦元年（1379）には鹿島大使役を勤仕しており勢力を維持していますので、下河辺氏の支配が簡単に確立したとは考えられません。

[展示史料]

(史料5) 観応3年9月2日	足利尊氏御教書	(33.0cm × 46.9cm) 楮紙
(史料6) 文和2（正平8）年3月22日	武田高信請文	(33.0cm × 43.0cm) 楮紙

4 鹿島神宮と中世の武家

中世の寺社は、武家の依頼を受けて祈禱を行いました。施主（祈禱の主催者）は祈禱を行わせるにあたって供料を負担しました。祈禱の契機となったのは、兵乱・凶徒退治・天下静謐・祈雨・天変地妖など様々です。鹿島神宮でも、江戸氏、小田氏、佐竹氏らの依頼を受けて、戦勝祈願などの軍事行動にもなう祈禱をおこないました。祈禱が結願すると、鹿島神宮から施主に対して結果報告書が届けられました。この報告書を巻数といいます。巻数には施主、目的、祈禱に誦誦した経文等とその部数、結願の日などが記されていました。

施主は巻数を受領すると、返礼を寺社に送付しました。これを巻数返事といいます。しかし、巻数返事の記載内容は巻数受領の確認と謝礼を述べるだけの簡単なものが多く、また、ほとんどが年紀を欠い

ています。したがって、祈禱の目的や年次については、日付・差出人・文書の書式・端裏書^{はしうらがき}などから判断したり、他の関係文書と比較検討して考えることが必要になります。「鹿島神宮文書」には、江戸重通^{えとしげ}（史料9）、佐竹義重^{さたけよししげ}（史料11）、佐竹義宣^{さたけよしのぶ}（史料12）、小田氏治^{おだうじはる}（史料13）らの謝意を伝える巻数返事が含まれ、鹿島神宮が常陸の武家のための祈禱を盛んに行っていたことがわかります。

このことは、中世という時代に武家がいかに実力を持っていたかということを示すものです。鹿島神宮の宗教活動も武家との安定した結びつきが無くては成り立たなかったのです。14世紀には、鹿島神宮は武家の寄進を受け、下野国、下総国^{しもつけ しもうさ}など常陸国外にも所領を獲得し武家との関わりを深めました（史料7、史料8）が、一方で武家による社領押領^{おうりょう}も頻発したため訴訟に追われることにもなりました（史料10）。

[展示史料]

(史料7)	応安2年10月13日	室町将軍家足利義満御教書	(30.0cm × 47.7cm)	楮紙
(史料8)	永徳3年正月28日	鎌倉御所足利氏満寄進状	(30.7cm × 41.5cm)	楮紙
(史料9)	年末詳12月28日	江戸重通書状	(21.0cm × 49.7cm)	楮紙
(史料10)	応永15年10月17日	上杉憲定奉書	(30.5cm × 40.7cm)	楮紙
(史料11)	年末詳4月24日	佐竹義重書状	(33.3cm × 32.2cm)	楮紙
(史料12)	(天正18年)6月28日	佐竹義宣書状	(31.3cm × 49.7cm)	楮紙
(史料13)	年末詳11月15日	小田氏治書状	(33.5cm × 47.0cm)	楮紙

5 「鹿島神宮文書」(卷子・全18巻索引)

広義の「鹿島神宮文書」は、鹿島神宮各神職家に伝来した神宮関係の文書の総称です。大宮司家文書(冊子)や大禰宜家文書(卷子)ほかを含みます。このうち、この史料紹介展で取り上げた史料は、全18巻に表装・成巻された鹿島神宮所蔵の文書群であり、狭義の「鹿島神宮文書」にあたります。これらは、大宮司家に伝来、所蔵された中世文書を中心とする史料群です。詳細は、以下の索引のとおりです。

- (1) 索引の「No.」は、本索引における通し番号です。
- (2) 「巻」は史料が第何巻に収められているかを、「点」は史料が各巻の何点目にあたるかを示しています。
- (3) 「年代」は、発給(作成)年が不明な史料は未詳としましたが、推定して()で示したのものもあります。原本の損傷により文字が判読しにくい場合は□で示しました。
- (4) 「史料名」では、発給(作成)者を推定して(?)で示したのものもあります。
- (5) 「静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書」は、静嘉堂文庫が所蔵する「鹿島大宮司所蔵文書」(乾・坤2冊)を対照させたものです。同文書は、現在の「鹿島神宮文書」(全18巻)が最初に成巻されたと推測される文化・文政期ごろの形態を残していると考えられます。乾の冊は巻1軸から巻8軸、坤の冊は乾・元・享・利・貞・始から成っています。たとえば、索引の「坤・始-4」の表記は、坤の冊の「始之巻」の最初から第4点目の文書であることを示しています。なお、坤の冊の「巻之利軸」の文書(「水戸西山公御書翰」等)は「鹿島神宮文書」に含まれていません。
- (6) 網掛けは、この史料紹介展で取り上げた文書であることを示しています。

この史料紹介展は、史料部歴史資料室首席研究員宮内教男が担当しました。

「鹿島神宮文書」(卷子・全18卷索引)

No.	卷	点	年代	西曆	史料名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
1	1	1	天福1. 1. 5	1233	白馬祭由来案	坤・始-1
2	1	2	天福1. 1月日	1233	白馬之祭記案	坤・始-2
3	1	3	天福1. 5月日	1233	撰政左大臣家九条教実政所下文案	坤・始-3
4	1	4	乾元2	1303	正月青馬之事并七月御祭大使役之事案	坤・始-4
5	1	5	未詳	未詳	撰政左大臣家九条教実政所下文案	
6	1	6	応永19. 12. 3	1412	物忌妙善寄進状案	坤・始-6
7	1	7	年未詳. 2. 20	未詳	小場義宗寄進状	坤・始-5
8	1	8	天正13. 10. 27	1585	大宮司中臣則興高房社造替覚	坤・始-7
9	1	9	天正18. 11. 27	1590	大宮司中臣則興覚	坤・始-8
10	1	10	天正18. 10. 21	1590	東義久書状	坤・始-9
11	1	11	年未詳. 5. 24	未詳	東義久書状	坤・始-10
12	1	12	年未詳. 6. 28	未詳	東義久書状	坤・始-11 「右義久之書面外巻通略之」
13	1	13	天正20. 10. 7	1592	天神林義幹相博状案	坤・始-12
14	1	14	年未詳. 8. 9	未詳	佐竹義重書状	坤・始-13
15	1	15	年未詳. 4. 24	未詳	佐竹義重書状	坤・始-14 「右之外義重書面巻通略之」
16	1	16	年未詳. 壬月16	未詳	佐竹義宣書状	坤・始-15
17	1	17	年未詳. 3. 5	未詳	小場義宗書状	坤・始-16
18	1	18	年未詳. 9. 24	未詳	足利義氏判物	坤・始-17 「義氏君之書面略之畢」
19	1	19	年未詳. 4. 23	未詳	南義種書状	坤・始-18
20	1	20	(天正18). 6. 25	1590	南義種書状	坤・始-19
21	1	21	年未詳. 7. 26	未詳	谷田部重種書状	坤・始-20「右始之巻終」
22	2	1	年未詳. 6. 29	未詳	真壁氏幹書状封紙	
23	2	2	年未詳. 6. 15	未詳	高須信忠等伝馬手形	坤・元-1
24	2	3	年未詳. 9. 8	未詳	藺部勝定書状	坤・元-2
25	2	4	年未詳. 5. 28	未詳	伴鷗斎長珊契約状	坤・元-12
26	2	5	年未詳. 7. 25	未詳	真壁(?)道与書状	坤・元-13「右巻元之軸終」
27	2	6	年未詳. 6. 27	未詳	千本芳隆書状	坤・元-10
28	2	7	(慶長7). 4. 11	1612	有馬秀政・同彦八連署書状	坤・元-11
29	2	8	年未詳. 10. 25	未詳	山方重泰書状	坤・元-9
30	2	9	年未詳. 3. 22	未詳	赤上知勝書状	坤・元-8
31	2	10	年未詳. 7. 25	未詳	石田三成判物	坤・元-5
32	2	11	辰. 4. 10	未詳	津賀役人朱印状	坤・元-6
33	2	12	年不詳. 閏6. 17	未詳	井河定久書状	坤・元-7
34	2	13	年未詳. 6. 28	未詳	菅谷政貞書状	坤・元-3
35	2	14	年未詳. 4. 13	未詳	前撰津守孝貞書状	坤・元-4
36	3	1	年未詳. 5. 23	未詳	佐竹義重書状	乾7-1
37	3	2	(天正18). 6. 28	1590	佐竹義宣書状	乾7-2
38	3	3	年未詳. 2. 20	未詳	小場義宗書状	乾7-3
39	3	4	年不詳. 閏1. 15	未詳	真崎義伊書状	乾7-4

No.	卷	点	年 代	西曆	史 料 名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
40	3	5	年未詳. 12. 15	未詳	真崎宣伊書状	乾7-5
41	3	6	年未詳. 10. 20	未詳	山方重泰書状	乾7-6
42	3	7	年未詳. 12. 4	未詳	久賀谷通清書状	乾7-7
43	3	8	年未詳. 1. 11	未詳	信太安元書状	乾7-8
44	3	9	(天正18). 5. 27	1590	有余斎一乘書状	乾7-9
45	3	10	年未詳. 11. 23	未詳	江戸忠通書状	乾7-10
46	3	11	年未詳. 11. 7	未詳	江戸忠通書状	
47	3	12	年未詳. 12. 28	未詳	江戸重通書状	乾7-11
48	3	13	年未詳. 4. 24	未詳	江戸重通書状	
49	3	14	年未詳. 11. 22	未詳	江戸重通書状	
50	3	15	年未詳. 11. 13	未詳	江戸重通書状	乾7-12 「右之外重通二通略之」
51	3	16	年未詳. 11. 14	未詳	谷田部通種書状	乾7-13「右卷之七終」
52	4	1	年未詳. 7. 朔日	未詳	真壁氏幹書状案	
53	4	2	年未詳. 12. 3	未詳	鹿島孝幹書状	乾8-6
54	4	3	年未詳. 7. 2	未詳	高浜吉慶書状	乾8-5
55	4	4	年未詳. 6. 26	未詳	真壁(?)道俊書状	乾8-3
56	4	5	年未詳. 10. 22	未詳	真壁(?)道俊書状	乾8-4
57	4	6	年未詳. 8. 3	未詳	真壁(?)道俊書状	
58	4	7	年未詳. 6. 29	未詳	真壁氏幹書状	
59	4	8	年未詳. 12. 3	未詳	鹿島孝幹書状包紙	
60	4	9	年未詳. 6. 28	未詳	茂木治泰書状	乾8-7
61	4	10	年未詳. 12. 27	未詳	高須信忠書状	乾8-9
62	4	11	年未詳. 12. 29	未詳	高須信忠書状	乾8-10「右外二巻通弥介 書面略之」「右卷八軸終」
63	4	12	年未詳. 1. 14	未詳	高須信忠書状	
64	4	13	年未詳. 12. 26	未詳	谷田部重種書状	乾8-1
65	4	14	年未詳. 12. 28	未詳	館忠貞書状	乾8-2
66	4	15	年未詳. 12. 19	未詳	亮栄書状	
67	4	16	年未詳. 1. 14	未詳	鳥居元忠書状	乾8-8
68	5	1	年未詳. 9. 8	未詳	足利晴氏判物	
69	5	2	年未詳. 9. 15	未詳	足利晴氏判物	
70	5	3	年未詳. 10. 12	未詳	足利晴氏判物	
71	5	4	年未詳. 9. 8	未詳	足利梅千代王丸義氏判物	乾6-2
72	5	5	年未詳. 9. 18	未詳	足利義氏判物	乾6-3「如斯書翰三通」 「右卷六軸終」
73	5	6	年未詳. 9. 24	未詳	足利義氏判物	
74	5	7	年未詳. 10. 4	未詳	足利義氏判物	
75	5	8	年未詳. 8. 4	未詳	足利晴氏判物	乾6-1「如斯書面七通」
76	5	9	年未詳. 9. 7	未詳	足利晴氏判物	
77	5	10	年未詳. 9. 12	未詳	足利晴氏判物	
78	5	11	年未詳. 12. 26	未詳	足利晴氏判物	
79	5	12	年未詳. 8. 12	未詳	足利晴氏判物	
80	5	13	年未詳. 9. 3	未詳	足利晴氏判物	

No.	卷	点	年代	西暦	史料名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
81	5	14	年未詳. 9. 5	未詳	足利晴氏判物	
82	6	1	応永31. 10. 10	1424	鎌倉御所足利持氏寄進状案	乾3-1
83	6	2	応永31. 10. 10	1424	鎌倉御所足利持氏御教書案	乾3-2
84	6	3	応永31. 10. 10	1424	鎌倉御所足利持氏御教書案	
85	6	4	天文11 (龍輯壬寅). 6. 吉日	1542	上杉憲政願文	乾3-3
86	6	5	永祿4. 4月	1561	弥勒院恵堅靈夢記	乾3-4
87	6	6	永正16. 3. 14	1519	小田政治判物	乾3-5
88	6	7	文祿4. 8. 17	1561	社家供分高注文	乾3-6
89	6	8	慶長10. 8. 28	1605	里見梅靄丸忠義寄進状	乾3-7
90	6	9	慶長15. 7. 26	1610	里見忠義寄進状	乾3-8「右巻三軸終」
91	7	1	延文1. 10月日	1356	大宮司中臣則密等連署天葉若木事注進案	乾4-2の写
92	7	2	延文1. 10月日	1356	大宮司中臣則密等連署天葉若木事注進案	乾4-2
93	7	3	応永3. 8月日	1396	大宮司大中臣則重等連署申状	乾4-3
94	7	4	応永32. 3月日	1425	大宮司某目安案	乾4-4
95	7	5	永享7. 8月日	1435	大禰宜中臣憲親等連署起請文案	乾4-5
96	7	6	年未詳. 8. 9	未詳	大宮司中臣則隆・大禰宜中臣憲親連署書状案	乾4-6
97	7	7	弘安2. 11. 7	1279	坂戸神主占部忠常証文	乾4-7
98	7	8	正和1. 12. 24	1312	坂戸神主占部常忠証文案	乾4-8「右四巻軸終」
99	8	1	康永2. 1. 9	1343	鹿島神宮領田数注文案	乾4-1
100	8	2	未詳	未詳	鹿島大神宮一年中祭礼記	
101	8	3	未詳	未詳	大賀村検注取帳副日記案	乾5-1
102	8	4	応永5. 1. 20	1398	税所(?) 詮治証文	乾5-2
103	8	5	至徳2. 12. 20	1385	下野国高橋郷百姓足分帳	乾5-3
104	8	6	至徳2. 12. 20	1385	下野国東田井郷百姓足分帳案	乾5-4
105	8	7	未詳	未詳	鹿島神宮所領日記	乾5-5
106	8	8	応永28. 8. 24	1421	案主三田某造嘗本願装束等覚	乾5-6
107	8	9	宝徳1. 11. 27	1449	大宮司中臣則広願文	乾5-7
108	8	10	天正4. 1. 7	1576	正月七日御内納物日記	乾5-8
109	8	11	天正8. 5. 20	1580	鹿島神宮神役法度	乾5-9「右巻五軸終」
110	9	1	元応2. 9. 5	1320	橘郷大嘗会米免除訴状案	乾2-1
111	9	2	(元亨4). 8. 29	1324	左衛門尉忠重奉書写	乾2-2
112	9	3	観応3. 9. 2	1352	足利尊氏御教書	乾2-3
113	9	4	文和2. 3. 22	1353	武田高信請文	乾2-4
114	9	5	文和3. 7. 16	1354	益戸国行請文	乾2-5
115	9	6	文和3. 7. 18	1354	穴戸朝里請文	乾2-6
116	9	7	貞治4. 閏9. 14	1365	大胡秀能請文	乾2-7
117	9	8	応安2. 10. 13	1369	室町将軍家足利義満御教書	乾2-8
118	9	9	応安3. 4. 28	1370	藤氏長者二条師長宣案	乾2-9
119	9	10	応永15. 10. 17	1408	上杉憲定奉書	乾2-10
120	9	11	未詳	未詳	鹿島大宮司方打渡所々等注文	乾2-11「右二巻軸終」
121	10	1	元久2. 8. 23	1205	源実朝下文	乾1-4
122	10	2	建久2. 11月日	1191	摂政前太政大臣九条兼実政所下文案	乾1-3

No.	卷	点	年代	西曆	史料名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
123	10	3	建久1. 5月日	1190	撰政前太政大臣九条兼実政所下文案	乾1-2
124	10	4	元暦2. 8. 21	1185	源頼朝下文	乾1-1
125	10	5	仁治1. 12月日	1240	撰政太政大臣家近衛兼経政所下文	乾1-5
126	10	6	正応2. 5. 6	1289	造大神宮所使右衛門尉兼定避状案	乾1-7
127	10	7	文永5. 11. 17	1268	秋田泰盛奉書	乾1-6
128	10	8	正安3. 3. 3	1301	関東下知状	乾1-8「右巻巻軸終」
129	10	9	天福1. 5月日	1233	撰政左大臣家九条教実政所下文	
130	11	1	承元2. 4月日	1208	関白前左大臣家近衛家実政所下文	坤・貞-1
131	11	2	文永3. 4月日	1266	関白前左大臣家一条実経政所下文	坤・貞-2
132	11	3	元亨1. 8. 28	1321	とらいぬ丸等連署起請文案	坤・貞-3
133	11	4	文和3. 8月日	1354	下河辺行景重申状	坤・貞-4
134	11	5	永徳3. 1. 28	1383	鎌倉御所足利氏満寄進状	坤・貞-5
135	11	6	年未詳. 8. □□日 (28力)	未詳	足利晴氏判物	坤・貞-6「足利晴氏君書面一通略之」
136	11	7	応永23. 11. 15	1416	前大宮司中臣則密讓状	坤・貞-7
137	11	8	応永29. 6月日	1422	大宮司中臣則隆等注進状	坤・貞-8
138	11	9	永享6. 8月日	1434	中臣憲親申状案	坤・貞-9
139	11	10	永正10. 9. 28	1513	息栖別当某書状	坤・貞-10
140	11	11	年未詳. 5. 26	未詳	大中臣氏親書状案	坤・貞-11
141	11	12	元龜3. 7. 11	1572	大宮司中臣則興覺	坤・貞-12
142	11	13	明応6. 仲呂日 (4月)	1497	鹿島社一鳥居再興勸進状	坤・貞-13
143	11	14	未詳	未詳	制札目録案	坤・貞-14
144	11	15	永正10. 10. 28	1513	大宮司中臣則恒寄進状	坤・貞-15
145	11	16	永正18. 1月日	1521	社頭毎日番次第	坤・貞-16「右貞之巻終」
146	12	1	年未詳. 12. 22	未詳	江戸重通書状	坤・享-1
147	12	2	年未詳. 9. 11	未詳	江戸重通書状	
148	12	3	年未詳. 1. 20	未詳	平清秀書状	坤・享-2
149	12	4	年未詳. 11. 14	未詳	中居秀幹書状	坤・享-3
150	12	5	年未詳. 11. 15	未詳	小田氏治書状	坤・享-4
151	12	6	年未詳. 8. 10	未詳	茂木治泰書状	坤・享-5
152	12	7	文禄2. 閏9. 21	1593	小場義忠書状	坤・享-6
153	12	8	年未詳. 11. 13	未詳	佐竹義篤書状	坤・享-7
154	12	9	年未詳. 1. 26	未詳	久賀谷存辰通清書状	
155	12	10	文禄2. 閏9. 20	1593	真崎宣治書状	坤・享-9
156	12	11	年未詳. 11. 晦日	未詳	沙弥道悦書状	坤・享-10
157	12	12	年未詳. 閏1. 18	未詳	和田昭為書状	坤・享-11
158	12	13	年未詳. 2. 3	未詳	沙弥存辰久賀谷通清書状	坤・享-8
159	12	14	年未詳. 11. 19	未詳	久賀谷存辰通清書状	
160	12	15	年未詳. 閏9. 21	未詳	人見藤通書状	
161	12	16	年未詳. 閏1. 15	未詳	人見藤通書状	坤・享-12「右巻享軸終」
162	13	1	年未詳. 1. 10	未詳	信太安元書状	
163	13	2	年未詳. 1. 12	未詳	信太安元書状	
164	13	3	年未詳. 1. 13	未詳	信太安元書状	

No.	卷	点	年代	西曆	史料名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
165	13	4	年未詳. 6. 11	未詳	信太安元書状	
166	13	5	年未詳. 7. 5	未詳	東満康書状案	坤・乾-2
167	13	6	慶長10. 8. 28	1605	里見梅靄丸忠義寄進状	坤・乾-3
168	13	7	慶長9. 閏7. 3	1604	里見梅靄丸忠義書状	坤・乾-4
169	13	8	慶長11. 7. 3	1606	里見梅靄丸忠義寄進地替地注文	坤・乾-5
170	13	9	年未詳. 12. 5	未詳	内記長次書状	坤・乾-6
171	13	10	年未詳. 6. 26	未詳	内記長次書状	坤・乾-7「右外平十郎書面略之もの也」「乾之巻終」
172	14	1	慶長7. 6. 22	1602	本多正信・大久保忠隣連署定書	
173	14	2	慶長10. 5. 15	1605	島田重次書状	
174	14	3	未詳	未詳	烏居寸法書	
175	14	4	元和5. 1. 吉日	1619	下遷宮道具入目書	
176	14	5	元和5. 2. 16	1619	遷宮諸役人次第書	
177	14	6	元和5. 2. 吉日	1619	造営道具入目書	
178	14	7	元和5. 3. 吉日	1619	上遷宮道具入目書	
179	14	8	元和5. 3. 吉日	1619	遷宮諸役人書	
180	14	9	元和5. 6. 25	1619	鈴木守重・賀園重俊連署道具入目書	
181	14	10	元和5. 12. 2	1619	大宮司中臣則広上遷宮次第記	
182	14	11	未詳	未詳	元和遷宮次第記	
183	14	12	延宝5. 1. 16	1677	大宮司中臣則直鹿島社修理料金目録	
184	14	13	天和2. 8. 12	1682	大宮司中臣則長等鹿島社修理料金目録	
185	15	1	文永3. 5. 11	1266	諸神官補任之記	
186	16	1	弥勒2 (永正4). 8. 6	1507	枝家禰宜職補任符案	
187	16	2	永正15. 11月日	1518	枝家禰宜職補任符案	
188	16	3	天文21. 7. □1日	1552	大使役職補任符	
189	16	4	永禄11. 1. 吉日	1568	検校供分職補任符案	
190	16	5	永禄13. 4. 朔日	1570	総大行事職補任符案	
191	16	6	天正4. 12. 晦日	1576	大禰宜職補任符案	
192	16	7	天正9. 4. 27	1581	行事職補任符	
193	16	8	天正14. 11. 3	1586	総大行事職補任符	
194	16	9	天正14. 11. 3	1586	総大行事職補任符案	
195	16	10	未詳	未詳	総大行事職補任符案	
196	16	11	天正18. 1. 吉日	1590	長永寺職補任符	
197	16	12	文禄4. 11. 2	1595	院主職補任府	
198	16	13	慶長4. 12. 5	1599	総追捕使職補任符案	
199	16	14	慶長9. 7. 25	1604	家子職補任符案	
200	16	15	慶長9. 7. 25	1604	行事職補任符案	
201	16	16	寛永12. 12月日	1635	総追捕使職補任符案	
202	16	17	万治1. 閏12. 26	1658	鹿島大神宮当禰宜職補任符案	
203	16	18	万治2. 5. 3	1659	鹿島大神宮当禰宜職補任符案	
204	16	19	寛文5. 11. 28	1665	鹿島大神宮物忌職補任符案	
205	16	20	寛文8. 12. 28	1668	鹿島大神宮神楽大夫職補任符案	
206	16	21	寛永10. 9. 27	1626	鹿島大神宮惣大行事職補任状案	

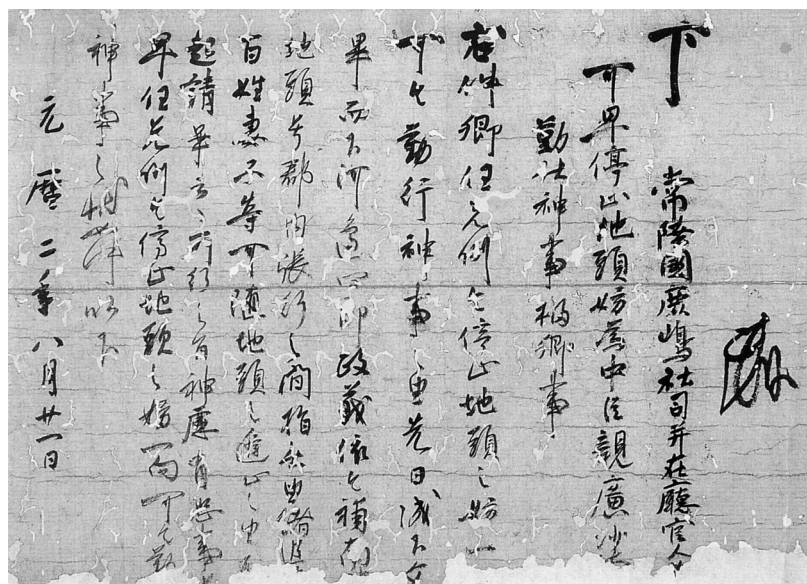
No.	卷	点	年代	西曆	史料名	静嘉堂・鹿島大宮司所蔵文書
207	16	22	寛文3. 9. 20	1663	鹿島大神宮物忌職補任符添状案	
208	16	23	未詳	未詳	鹿島大神宮補任符案	
209	17	1	応安3. 11. 8	1396	沼尾宮御祭見参勸文	
210	17	2	応安3. 11. 9	1396	海辺・御炊両社御祭見参勸文	
211	17	3	応安3. 11. 10	1396	案主宮御祭見参勸文案	
212	17	4	嘉吉3. 1. 吉日	1443	社番神官次第	
213	17	5	慶安1. 11. 27	1648	大宮司中臣則広社番神官次第	
214	17	6	元和6. 6月日	1620	大宮司中臣則廣神前法度書	
215	17	7	慶長9	1604	奉拝殿御鑑図	
216	17	8	慶長9	1604	奥社御鑑図	
217	17	9	未詳	未詳	牛頭天王其他御鑑図	
218	17	10	未詳	未詳	高房社八龍神御鑑図	
219	17	11	未詳	未詳	御鑑図	
220	17	12	未詳	未詳	息栖神社御鑑図	
221	17	13	安永2. 11. 朔日	1773	荒原政明太刀寄進状	
222	17	14	安政6. 11月日	1859	上禰宜小儀杖連署中神家督相統願書	
223	17	15	(明治2). 12月日	1869	大宮司中臣則孝旧物忌屋敷内立木売払願書	
224	17	16	明治4. 5月日	1871	境内掃除場絵図	
225	17	17	(明治4. 5月日)	1871	境内掃除場絵図	
226	18	1	(安政1. 2月日)	1854	攘夷御祈御教書	
227	18	2	安政1. 2月日	1854	攘夷御祈御教書	
228	18	3	安政2. 1月日	1855	攘夷御祈御教書	
229	18	4	安政3. 1月日	1856	攘夷御祈御教書	
230	18	5	安政5. 4月日	1858	攘夷御祈御教書	
231	18	6	安政6. 2月日	1859	攘夷御祈御教書	
232	18	7	未詳	未詳	攘夷御祈御教書	
233	18	8	年未詳. 4. 21	未詳	攘夷御祈御教書	
234	18	9	未詳	未詳	攘夷御祈御教書	
235	18	10	年未詳. 1. 15	未詳	関白鷹司輔熙御教書	
236	18	11	年未詳. 11. 8	未詳	関白鷹司輔熙御教書	
237	18	12	文久2. 10月日	1862	鷹司輔熙御教書案	
238	18	13	(文久3力). 5. 4	1863	関白鷹司輔熙御教書	
239	18	14	年未詳. 1月日	未詳	鷹司輔熙御教書	
240	18	15	年未詳. 1月日	未詳	鷹司輔熙御教書	
241	18	16	年未詳. 12月日	未詳	鷹司輔熙御教書	
242	18	17	慶応3. 12月日	1867	王政復古御達書	
243	18	18	明治1. 1月日	1868	大和国鎮台御達書	
244	18	19	明治1	1868	征東御達書	
245	18	20	明治1. 2. 3	1868	御親征御達書	
246	18	21	明治1	1868	三職分課御達書	
247	18	22	明治1	1868	神社執奏廃止御達書	
248	18	23	(明治1力). 6. 25	1868	牧式部少輔等連署奉書	
249	18	24	明治4. 5月日	1871	太政官達書	
250	18	25	明治4. 6月	1871	神祇官達書	

中世文書を読む 一源頼朝下文一

この文書は、「鹿島神宮文書」所収の「元暦2年8月21日源頼朝下文」（史料3）です。文書の書き出しが「下す」ではじまるので下文といます。この下文は、源頼朝が常陸国鹿島社司并 在庁官人等に宛てて発給されています。在庁官人は、常陸国の国衙の役人で国の行政実務を取りしきっていました。宛所（文書の受取者）は直接に利益を得る個人ではなく、命じる事項を在地の関係者に告知するという形式をとっています。

下文には必ず発給者の署判が加えられます。この下文には頼朝の署名はありませんが、文書の袖（文書1行目の右側部分）に頼朝の花押（サイン）がみえます。頼朝の花押は、「頼」の偏「束」と「朝」の旁「月」を左右に合せて作った字「朝」をくずしてデザイン化しています。

袖に花押を据える（袖判）形式は最も尊大な書式です。「元久2年8月23日源実朝下文」（史料4）では、実朝の署判は、文書の奥（日付の次の行）の上部、すなわち奥上に加えられています。署判の位置は、袖判→奥上→奥下→日下（日付けの下）と順を追って厚礼の形式となります。



（源頼朝）
（花押）

下す 常陸国鹿嶋社司并 在庁官人等

早く地頭の妨を停止し、中田親広の沙汰として、

神事を勤仕すべき橋郷の事

右、件の郷、先例に任せて地頭の妨を停止せしめ、一向

神事を勤行せしむべき由、先日、下文を成し

畢んぬ、而るに下河辺四郎政義、南郡の地頭に補せしむるにより

郡内に強行を旨するの間、指したる由緒無く、

百姓妻子等を追い籠め、地頭の進止に随うべき由、

起請を取り畢んぬと云々、所行の言神慮の恐れ有る事也、

早く先例に任せて、地頭の妨を停止し、一向神事を勤行せしむ

べきの状件の如し、以て下す

元暦二年八月廿一日